

令和7年度 福岡市
台湾における食の海外販路開拓事業業務委託

提案競技募集要項

令和7年6月
福岡市 経済観光文化局 海外ビジネス支援課

1 事業名称

令和7年度 福岡市 台湾における食の海外販路開拓事業業務委託

2 目的

人口減少により国内市場が縮小する状況において、地場企業が持続的な成長を実現するには、海外市場に挑戦していくことが必要となる。そうした中、台湾では日本食に対する人気が高く、福岡と距離も近いいため、台湾市場に関心を持つ食品事業者も多い。

そこで、台湾において地場企業と台湾有力企業とのマッチング及びプロモーションの場を提供することで、更なる輸出促進を図る。

3 履行期間

契約締結の日から令和8年3月6日まで

4 提案上限金額

3, 0 0 0 千円（消費税及び地方消費税含む）

提案金額が提案上限金額を超える場合は失格とする。

5 業務内容

資料1「仕様書（提案時）」のとおり

6 この提案競技の参加資格

次の全てを満たす者でなければ、この提案競技に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと。
- (2) この提案募集の公示日から最優秀提案事業者決定の日（最優秀提案事業者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日）までの間に、本市から福岡市競争入札参加停止等措置要領（以下「措置要領」という。）に基づく競争入札参加停止の措置又は排除措置を受けている期間がある者でないこと。
※ 措置要領が掲示されているホームページアドレス
https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/keiyaku_kanri/keiyaku_hp/law_index.html
- (3) この提案募集の公示日から最優秀提案事業者決定の日（最優秀提案事業者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日）までの間に、措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当しない者であること。
- (4) 市町村税を滞納していない者であること。
- (5) 消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (6) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

- (7) 共同企業体による共同提案の場合は、構成員それぞれが(1)から(6)をすべて満たし、本提案競技への単独または他の提案事業者との共同提案を行っていないこと。なお、応募後の代表団体の変更及び構成団体の変更は認められない。

※なお、最優秀提案事業者に選出された場合であっても契約締結までの間に、措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当した場合又は福岡市に提出した書類又は電子ファイルに虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、契約の相手方としないことがある。

7 スケジュール

- | | |
|------------------------|-----------------|
| (1) 募集開始 | 令和7年6月10日(火) |
| (2) 質問書提出期限 | 令和7年6月16日(月)12時 |
| (3) 質問書回答日 | 令和7年6月18日(水) |
| (4) 提案競技参加申込書提出期限 | 令和7年6月23日(月)17時 |
| (5) 提案書等提出期限 | 令和7年6月27日(金)12時 |
| (6) 提案競技参加辞退期限 | 令和7年6月27日(金)12時 |
| (7) 提案事業者プレゼンテーション・審査会 | 令和7年7月3日(木)予定 |
| (8) 事業者決定 | 令和7年7月3日(木)以降 |
| (9) 契約締結 | 令和7年7月3日(木)以降 |

8 募集要項等の配布・質問の受付

(1) 募集要項等の配布

ア 配布期間

令和7年6月10日(火)から令和7年6月23日(月)まで

イ 配布場所

福岡市ホームページからダウンロードすること。

(2) 質問書の提出及び回答

ア 受付期限

令和7年6月16日(月)12時(必着)

イ 提出方法

「質問書(様式2)」を「16問い合わせ先・提出先」に電子メールにて提出すること。なお、未受領防止のため、提出を行った旨を電話で連絡すること。

※ 質問事項1問につき質問書1枚とすること。

※ 「質問書」以外による質問、及び受付期間外の提出は認めない。

ウ 回答方法

以下の福岡市ホームページに掲載する予定

<https://www.city.fukuoka.lg.jp/business/keiyaku-kobo/teiankyogi.html>

エ 回答提示期間

令和7年6月18日(水)から令和7年6月23日(月)まで

9 提案競技参加申込の手続

提案競技への参加を希望する場合は、「6 この提案競技の参加資格」を確認し、「提案競技参加申込書(様式1-1)」等を以下のとおり提出すること。

(1) 提出期限

令和7年6月23日(月)17時(必着)

(2) 提出方法

提出期限までに、「16 問い合わせ先・提出先」に記載する提出先へ「直接持ち込み」又は「郵送(当日必着)」すること。

※「直接持ち込み」による場合の受付時間は、平日の10時～17時とする。

※「郵送」による場合は、特定記録又は簡易書留とすること。

(3) 提出部数

1部

(4) 提出書類

以下の書類のうち、ウ～カについては、提出日前3か月以内に発行された原本を提出すること。なお、「福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿」又は「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」に記載されている者であり、当該記載の有効期間内にこの提案募集の公示日又は提案競技参加申請期限日が含まれている者にあつては、ウ～コの提出を免除する。

ア 提案競技参加申込書(様式1-1)

イ 会社概要(事業概要や従業員数がわかるパンフレット等も可)

ウ 登記事項証明書(法人の場合)

注1) 法務局発行の現在事項全部証明書を提出すること(履歴事項全部証明書でも可)。

エ 身分証明書及び登記されていないことの証明書(個人の場合)

注1) 本籍地の市区町村発行の身分証明書(市区町村によっては「身元証明書」という名称で取り扱っているところもある。)を提出すること。なお、身分証明書とは、後見登記、破産等の通知を受けていないことを証明するものである。

注2) 法務局又は地方法務局発行の登記されていないことの証明書を提出すること。なお、登記されていないことの証明書とは、成年被後見人、被保佐人等の登記がされていないことを証明するものである。

注3) 身分証明書と登記されていないことの証明書は、両方提出が必要である。

オ 市町村税を滞納していないことの証明書

注1) 福岡市内に本店又は支店・営業所等を有する者については、福岡市発行の納税証明のうち「市税に係る徴収金(本税及び延滞金等)に滞納が

ないことの証明」がなされているものを提出すること。

注2) 上記以外の者については、所在地市区町村発行の証明書で、直近2年分の市町村税の滞納がないことが確認できるものを提出すること。

カ 消費税及び地方消費税納税証明書

注1) 本社所在地の所轄の税務署発行の証明書を提出すること。

注2) 証明書の種類は「納税証明書(その3)」を選択すること(「その3の2」「その3の3」でも可)。

キ 委任状(様式1-2)

注1) この提案競技の案件に係る本市との取引を代理人(支店長、営業所長等)に行わせる場合は、様式1-2により委任状を作成して提出すること。

ク 誓約書(様式1-3)

注1) 様式1-3に、代表者の所在地、商号又は名称、代表者役職名、氏名を記入し、印鑑は実印を使用すること。

ケ 役員名簿(様式1-4)

注1) 様式1-4に、代表者及び役員(クの委任状を提出する場合は代理人(支店長、営業所長等)を含む。)の、氏名、フリガナ、生年月日、性別を記入すること。

注2) この情報は、福岡市の事務事業から暴力団を排除するために、福岡県警察本部へ照会することに使用する。

注3) 役員とは、株式会社、有限会社の取締役、合名会社の社員、合資会社の無限責任社員、公益法人、協同組合、協業組合の理事をいう。(監査役、監事、事務局長は含まない。)

コ 直近の決算2年分の財務諸表の写し

注1) 法人の場合は、直近決算2年分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の写しを提出すること。

注2) 個人の場合は、様式1-5をもとに作成のうえ提出すること。

(5) 外国に本店がある事業者(日本に支店登記がない場合)の申請注意事項

ア 押印の必要があるものについては、署名をもって代えることができる。

イ 提案競技参加申請書は日本語で作成するとともに、その他の提出書類のうち外国語で記載された事項については、日本語の訳文を添付すること。

ウ (4)に掲げる提出書類のうち、ウ及びエについては、本来必要な書類に代えて、当該国の所管官庁又は権限のある機関の発行する書面とすることができる。

エ (4)に掲げる提出書類のうち、オ及びカについては、省略することができる。

(6) 参加申込辞退届の提出

「提案競技参加申込書(様式1-1)」を提出した者のうち、やむを得ない事情により提案競技への参加を辞退する場合は、令和7年7月4日(金)12時まで

「提案競技参加申込辞退届（様式3）」を提出すること。

(7) 注意事項

共同提案の場合は、「提案競技参加申込書（様式1-1）」に共同提案代表者名を記載するとともに、参加する共同企業体名等を全て記載すること。また、上記提出書類を共同提案する企業も含めて全て提出するとともに、協定書（写し）を提出すること。

10 企画提案書の提出

提案競技参加申込みを行った者は、以下のとおり「企画提案書」を提出すること。

(1) 提出期限

令和7年6月27日（金）12時（必着）

(2) 提出方法

提出期限までに、「16 問い合わせ先・提出先」に記載する提出先へ電子メールにて提出すること。電子メール送付後は未受領防止のため、提出を行った旨を電話で連絡すること。データはPDF形式とし、ファイル名を「(提出月日)_(事業者名)_企画提案書」とすること。

また、提出書類の原本を令和7年6月27日（金）までに「直接持ち込み」又は「郵送（当日必着）」すること。

※「直接持ち込み」による場合の受付時間は、平日の10時～17時とする。なお、提出期限の最終日6月27日（金）の受付時間については、10時～12時とする。

※「郵送」による場合は、特定記録又は簡易書留とすること。

(3) 提出部数

電子データ：1ファイル

原本：7部

(4) 作成要領

ア 資料1「仕様書（提案時）」及び資料2「提案項目配点表」の内容を踏まえた提案を分かりやすく行うこと。

イ 企画提案書の提出後、担当者から電話・メール等で提案内容について確認を行うことがある。

ウ 電子データは印刷した際に資料はA4、横書き、左上綴じを想定したものとし、10ページ以内（表紙、目次を除く）とすること。

エ 文字サイズは、11ポイント以上（図表中の文字については除く）とすること。

オ 表紙には、標題「令和7年度 福岡市 台湾における食の海外販路開拓事業業務委託 企画提案書」、提案事業者記号、提出年月日のみを記載し、参加者名（企業名）は記載しないこと。

※提案事業者記号（例：A社）は、提案競技参加申込の締め切り後に別途通知する。

カ 表紙の次のページは、目次とする。各ページにはページ番号を一連で付すこと。

キ 企画提案書には、全体にわたって参加者名（企業名）が分かるような記述を行わな

いこと。

ク 契約締結後の実現可能性について、十分考慮した上で提案を行うこと。

ケ 提出された企画提案書は返却しない。必要であれば提案事業者控えを別途作成すること。

11 提案事業者プレゼンテーション・審査会

提案内容を審査し、最も優秀な企画提案を選定するため、選定委員会による審査会(以下「審査会」という。)を実施する。審査会に参加する提案事業者については、以下のとおりプレゼンテーション(提案内容の説明及び質疑応答)を行うこと。

(1) 審査会実施日

令和7年7月3日(木) 予定

(2) 会場

福岡市役所本庁舎内会議室 ※日時・会場の詳細は、別途電子メールで通知する。

(3) 審査方法

各提案事業者によるプレゼンテーション10分、質疑応答10分(予定)

(4) プレゼンテーション

プレゼンテーションは、提出された企画提案書等をもとに実施し、企画提案書に記載のない追加提案は認めない。

(5) 審査内容

審査は、資料2「提案項目配点表」に基づき、企画提案書や審査会におけるプレゼンテーションの内容及び質疑応答の内容について行い、最も得点が高いものを最優秀提案事業者候補とする。

なお、全審査委員の平均評価点が60点未満の場合は選定しないものとする。

また、審査会に参加する提案事業者が1者のみの場合は、提案内容を審査し、全審査委員の平均評価点が60点以上の場合に最優秀提案事業者候補とみなすこととする。

12 最優秀提案事業者の決定等

(1) 最優秀提案事業者の決定

審査会での審査結果を参考に、福岡市において最優秀提案事業者を決定する。

(2) 結果通知

結果については、速やかに全ての提案事業者に文書で通知するとともに、最優秀提案事業者については、福岡市ホームページにおいて公表する。

※結果の通知後に、資金事情の悪化等により業務の履行が確実でないと認められるとき、また著しく社会的信用を損なう等、受託者として不適切と認められる事情が生じたときは、決定を取り消すことがある。

13 契約

(1) 契約交渉者

福岡市において決定した最優秀提案事業者を契約交渉者とする。

(2) 契約の締結

決定後速やかに福岡市と契約交渉者との間で最終的な仕様等を決める協議を行い、契約内容詳細について合意に達した後、業務委託契約を締結するものとする。なお、最優秀提案事業者が辞退、その他の契約条件が合致しないなどの理由で契約締結に至らなかった場合は、提案事業者のうち順位の高い者から順に、契約交渉の相手方とすることができるものとする。

(3) 契約保証金

本委託業務の契約に際しては、受託者は契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、福岡市契約事務規則第25条に該当する場合は、契約保証金を免除することがある。

14 委託における著作権等の権利の取り扱い

- (1) この委託で制作された物（以下「制作物」という。）に係る複製権、上演権、上映権、公衆送信権、送信可能化権、展示権、頒布権、譲渡権、貸与権及び翻案権は、福岡市に帰属するものとする。
- (2) 福岡市は、制作物の一部について差し替え、削除及び追加の必要が生じた場合には、受託者または受託者以外の事業者へ委託し、その改変を行うことができるものとする。
- (3) 福岡市は、制作物を他の広報用に使用できるものとする。また、福岡市が認める場合には、受託者は、第三者による映像等の使用を了承するものとし、使用料がかからないこととする。
- (4) 上記の場合において、受託者以外の著作物の許諾が必要な場合には、受託者がその手続きを行うものとする。
- (5) 著作権や肖像権等の権利関係に関することは、受託者において処理するものとする。

15 特記事項

- (1) 1事業者1提案とし、1事業者から複数の提案は認めない。
- (2) 提出された提案書の内容は、契約を締結した際に提案事業者が責任を持って必ず履行できる内容とすること。
- (3) 本提案競技において使用する言語は「日本語（商標及び固有名詞を除く）」、通貨単位は「円」とする。
- (4) 必要に応じて追加資料の提出を求められることがある。
- (5) 提出書類に虚偽の記載があったとき、提出書類の受付期間内に必要な書類が揃わなかった場合、選定委員等に対する不正な行為が認められた場合、その他不正な行為があった場合や、見積額が「4 提案上限金額」に定める額を超えている場合、事業推進に必要な手続きを行わない場合は失格とする。
- (6) 提出書類については、明らかな誤字・脱字・名称及び氏名等の形式的な変更を除き、

提案内容を変更することはできない。

- (7) 提案に係る費用はすべて提案事業者の負担とする。また、提出された書類等は返却しない。なお、契約に至った場合に活用する他は、業者選定以外の目的で提案者に無断で使用することはない。
- (8) 本提案競技に関して福岡市が配布した資料を他の目的のために使用することは禁止する。
- (9) 選定された提案は、福岡市との協議により、内容の変更を求められることがある。
- (10) 「5 業務内容」については、現時点で必要と思われる内容を提示しており、契約締結の際に契約交渉者と協議のうえ、変更することがある。
- (11) 本委託業務の全部を第三者に再委託することは禁止する。
- (12) 審査結果に関する質問には一切回答しない。

16 問い合わせ先・提出先

福岡市 経済観光文化局 海外ビジネス支援課 吉田・山本
〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号 福岡市役所 14階
TEL：092-711-4339
E-Mail：intl-biz@city.fukuoka.lg.jp

17 添付資料

【資料】

- 資料1 仕様書（提案時）
- 資料2 提案項目配点表

【様式】

- 様式1-1 提案競技参加申込書
- 様式1-2 委任状
- 様式1-3 誓約書
- 様式1-4 役員名簿
- 様式1-5 個人用財務諸表
- 様式2 質問書
- 様式3 提案競技参加申込辞退届

以上